

意見書

平成 21 年 9 月 4 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 あて

郵便番号 〒650-0027

(ふりがな) こうべしちゅうおうくなかまちどおり

住所 神戸市中央区中町通 2 丁目 3 番 2 号神戸駅前ツインビル 7 階

(ふりがな) かんさいぶろーどばんどかぶしきがいしゃ

氏名 関西ブロードバンド株式会社

代表取締役 三須久 (みすひさし)

情報通信審議会議事規則第 5 条により、平成 21 年 8 月 6 日付け情審通第 57 号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人または団体にあたっては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

第3章 固定ブロード バンド市場の 公正競争環境 の整備	1. FTTxサービス			
	2. DSLサービス			
	3. 固定ネットワーク インフラの利活用	(1) 中継ダークファイバの空き芯線がない 区間でのWDM装置の 設置	1) WDM装置の既設区間 ③考え方 ア 貸出ルールの扱い DFの貸出ルールと同様のルールでお願いします。 イ 接続料算定上の扱い DFが直接利用できないデジタル・デバイド地域においては、高額な専用線サービスや衛星ブロードバンドのコストを回線利用者数で吸収できない環境にある。同様に、WDM装置の原価を区々ごとの利用者に割り当てるとなると高額な商品となり同じ結果となる。一方で、通信が利用できる環境を100%整備し、ニーズがあるところにより多くの通信インフラを提供にすることによって全体的な通信利用の活性化、利用頻度の向上、コンテンツの拡充がもたらされることは確実である。特にデジタル・デバイドを解消することは通信業界や国民にとって総体的に極めて有益な効用を生み出すことになり、それ以外の地域でも中継DFがないために通信の活性化が図れていないのであれば、活性化を図ることで相対的な効用を生み出すと考えられる。そういった観点で考えるとDFがDランクのところ設置されているWDM装置で利用ニーズがあるものに限り(特にデバイド地域は最優先)、その装置の原価や装置の更改にかかる原価を中継DFの接続料原価に含めて全体的に均して負担し、定期的に利用状況やニーズ状況を見てDF接続料を見直す	

		<p>べきである。</p> <p>ウ 情報開示ルールの扱い</p> <p>情報開示ルールは公開情報として既存のDFの情報開示と同様にリアルタイムで確認できることが望ましく、WDM導入区間、空き波長状況（ランク表記）の情報公開をお願いしたい。また区間によって料金が異なるのであれば、料金も合わせて開示いただきたい</p>	
		<p>1) WDM装置の未設区間</p> <p>③考え方</p> <p>WDM装置の未設区間で空き状況がDランクの場合、利用ニーズがあればWDMを設置することで通信利用の活性化を図ることができる。</p> <p>一部の区間であろうと通信利用の活性化は通信全体の効用に資するものであり、その費用や更改にかかる原価はDFの接続料原価に含めて全体的に均して負担すべきである。</p>	